



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点目標1 防災・減災が主流となる社会の実現</li> <li>＜政策パッケージ＞</li> <li>【1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】</li> <li>・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」</li> <li>【1-2：切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減】</li> <li>・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」（再掲）</li> </ul> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月）</p> <p>分野：安全</p> <p>政策目標：IV 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標：12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>○国土強靱化年次計画 2023（令和5年7月28日）</p> <p>2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</li> <li>1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> </ul> <p>（推進方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備をより一層加速する。</li> </ul>
	政策の達成目標	<p>○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前防災等による水害発生防止</li> <li>一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率</li> <li>（R元年度：約65% → R7年度：約73%）</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画 2023（令和5年7月28日）</p> <p>2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</li> <li>1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> </ul> <p>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率</p> <p>（R元年度：約65% → R7年度：約73%）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>○国土強靱化年次計画 2023（令和5年7月28日）</p> <p>2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための主要施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</li> <li>1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> </ul> <p>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率</p> <p>（R4年度末：約69%）</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円）</li> <li>令和6年度 10件（▲1.5） 令和7年度 0件（▲0.0）</li> <li>（参考）令和8年度 26件（▲3.9）</li> </ul>

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	高規格堤防の事業区域内の地権者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する地権者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税） (関係条文：地方税法附則第15条の8第4項、地方税法施行令附則第12条第16項及び17項、河川法第6条第2項及び第4項並びに河川法施行規則第2条)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	高規格堤防整備事業に係る建替家屋の取得は、収用等に伴う場合と同様、公共上の必要性により行われるものであるため、収用等に伴う建替家屋の取得の場合と同様に税負担の軽減を図るべきである。
税負担軽減措置等の適用実績		適用実績（千円）：平成29年度 0件 減収額 0千円 平成30年度 0件 減収額 0千円 令和元年度 0件 減収額 0千円 令和2年度 0件 減収額 0千円 令和3年度 0件 減収額 0千円 【出典】「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：課税標準（不動産の価格） 適用実績（千円）：令和元年度 0 令和2年度 0 令和3年度 0
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する建物所有者の早期の合意が得られ、令和4年度には新たに34件、令和5年度には新たに18件の適用が見込まれるなど、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前防災等による水害発生防止</li> <li>一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 （R元年度末：約65%→R7年度末：約73%）</li> </ul> <p>○国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・245の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策</li> <li>■1. 直接死を最大限防ぐ <ul style="list-style-type: none"> <li>1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</li> <li>1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 （R元年度末：約65%→R7年度末：約73%）</li> </ul> </li> </ul> <p>○「高規格堤防の見直しに関する検討会」（平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人命を守る」ということを最重要とし、人口・資産が高密度に集積する首都圏・近畿圏で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高いゼロメートル地帯等の5河川、約120kmにおいて、沿川のまちづくりや土地利用の転換に合わせて高規格堤防の整備を行う。</li> </ul>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>上記業績指標「一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率」は、令和4年度末で約69%となっており、上記目標に向け着実に整備が進められているところである。また、高規格堤防の整備は、令和4年度末で15.5kmとなっている。</p> <p>高規格堤防整備事業は、まちづくりとの連携した整備が不可欠であり、地元との合意形成が図れた区間を整備するものである。そのため、地元との合意形成に時間を要することや、盛土期間に3年から5年を要することから、現況の達成率となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成3年度 創設</p> <p>平成6年度、平成8年度、平成10年度、平成12年度、平成14年度、平成16年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和2年度、令和4年度 延長</p>